

# 皆様からの意見を市政に

メール&ふれあい箱でのご意見を紹介します



**Q**

市内の小学校に、スポーツ少年団への入団案内のパンフレットを配布したいのですが、可能ですか。可能であればどのような手続きが必要ですか。

**A**

スポーツ少年団のパンフレットを市内の小学校へ配布することは可能です。配布するためには、申請書と配布希望のパンフレット(見本)をスポーツ課窓口へ提出していただく必要があります。

## 【申請後の流れ】

- ・(市)申請書受付後、許可がおり次第申請者へ連絡
- ・(団体)配布希望部数を学校別、学年別に分けて用意
- ・(団体)スポーツ課窓口へパンフレットを持参
- ・(市)市役所から各学校へ配布

☎スポーツ課 (55)7138

※紙面の都合によりご意見などを一部割愛させていただきます場合もありますのでご了承ください。



## 【救急車の適正利用のお願い】

救急出動件数は年々増加し、令和2年中は全国で約593万件と高い数字で推移しています。

市消防本部では、令和2年中の出動件数は2千679件となっています。搬送人員のうち高齢者が68.6%となっており、高齢化の進展などにより高齢者の占める割合が年々高まる傾向にあります。

近年、軽い症状でも救急車を利用する人が増え社会問題になっています。救急車の台数には限りがあります。緊急性のない救急車の利用が増えると、事故による大ケガや心筋梗塞など、命にかかわる重症な人への対応の遅れにつながります。119番通報する前に、救急車が本当に必要か、ご自身で医療機関を受診できないか、もう一度考えてみてください。

救急車を呼ぶべきか迷ったときは、全国版救急受診アプリ「Q助」

救急車は地域の限られた救急資源



総務省消防庁「Q助」案内サイト  
[https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fledList9\\_6/kyukyu\\_app.html](https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fledList9_6/kyukyu_app.html)



をご利用ください。現在の症状を画面上で選択していくことにより、救急車が必要かどうかの判断をしてくれます。

救急車の適正利用とは、決して救急車を利用しないでくださいということではありません。救急車は限りのある、救急資源です。今ある救急資源を有効活用できるように、「重篤な症状が疑われる場合は、ためらわず救急要請をする」ということを啓発しています。

救急車を本来に必要とする人のために、「救急車の適正利用」にご理解とご協力をお願いします。

☎消防本部予防課 (26)1109